

倶楽部たより

2022 年 4 月

つるま法律倶楽部

2022年2月24日 ロシア軍 ウクライナ地方へ侵攻開始
ロシアは隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。
今も多くのウクライナ市民が犠牲となる攻撃が行われています。

ウクライナによせて

国連の大原則を定めた憲章第2条中に「3、すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」「4、すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とある。▲これが現時の国際秩序とされている。これに照らせば、今回のロシアの侵攻は違法である。よって侵攻者ロシアは国際的非難を受けるべきで、即時にウクライナ国外へ撤退すべきである。▲国際司法裁判所（IJC）もロシアに対し軍事作戦を即時停止するよう命じた。

一刻も早く停戦が成り武力行使が止むことを祈ります。

併せて、ウクライナを侵攻と抗戦に巻き込むことになった各国首脳の対応に自省がありますように。

弁護士 小島 高志

ロシアの武力行使に対する抗議活動に参加しています。

昭和区御器所通交差点での街頭抗議活動に当事務所からも弁護士、事務局が参加してロシアの即時撤退を訴えています。

皆さんが手にするプラカードのデザインは倶楽部会員のイラストレーター茶畑和也さんによるものです。



ロシアのウクライナ侵攻に街頭で抗議の声を上げる人たち
＝昭和区阿由知通で（3月5日付 中日新聞朝刊）

3月21日をもって、新型コロナウイルスに対する「蔓延防止等重点措置」がすべての都道府県で解除されることになった。やっと元の日常が戻ってくると期待される方も少なくないと思う。だが、「新型コロナはインフルエンザと同じ」「弱毒化して常在の感染症になる」「特効薬の出現で重症化や死亡が防げる」などと言われてもいるが、私はそれほど単純ではないと考えている。

感染性は高いが重症にはなり難いと言われたオミクロン株が、爆発的な第6波をもたらし、重傷者率は低くても重症者数、死者数はむしろ増加した。また、今まではほとんど感染例のなかった幼児にまで感染、発症が拡大した。感染経路の追跡はおろか、発症者の入院もできず、高齢者施設で十分な医療が受けられないまま亡くなったり、入院できず家庭で亡くなったケースも少なくない。感染症対策の要である保健所数や職員数を減らし、病院の統廃合やベッド数削減を強行し、検査体制の強化や希望者への速やかなワクチン接種などへの対応の遅れを招いてきた現在の国の医療政策の当然の帰結である。感染症対策は、災害対策と同じで、市場原理に任せるだけではできないことは明らかなのである。

新型コロナウイルスはRNAウイルスで変異を起こしやすいことは明らかになっており、WHOが「懸念される変異型」としただけでも α 、 β 、 γ 、 Δ （デルタ）、 $\omicron$ （オミクロン）の5種があり、新たにBA-2、デルタミクロン変異が出現している。長い目で見れば「弱毒化して常在の感染症になる」としても、これで収束とはとても思えない。

国は、隔離期間の短縮、濃厚接触者認定の中止を打ち出している。だが、それで十分だという科学的根拠に基づくというより、そうしないと保健所も医療体制も破綻するし、社会が回らないから、との意向で決められているとしか思えない。

世界を見渡すと、規制緩和に舵を切る動きが主流だが、新たな感染の増加も見られている。日本では未だ検査体制充実が遅れており、ワクチン接種も遅れ、病床の確保もままならない中で全面的規制緩和は本当に適切なものであろうか。新たな感染爆発を可及的に防ぐためにも、感染症対策政策を抜本的に改めさせることが必要であると思われる。

「好きな場所で生きていく」

弁護士 安井一大

この度、私が共著者のひとりとして執筆した、「好きな場所で生きていく」（プラチナ出版）という本が出版されました。20代、30代、40代以上のカテゴリーに分けて、それぞれの年代で様々な活躍している共著者の経験談が綴られており、なかなか一歩前へ出られない人やくすぶっている人の背中を押すことを趣旨とした本です。大きな書店の他、Amazonや楽天ブックスでも取扱いがあります。どうぞご笑覧ください。



著：なごや魅力会



弁護士×お笑い
弁護士×講師
とことん
全力で取り組む！

【民法改正】令和4年4月1日より、成年年齢が18歳へ引き下げられます！

弁護士 廣田 真紀

公職選挙法の選挙年齢が18歳と定められるなど、国政上の重要な事項の判断に関して、18・19歳を大人として扱うという政策が進められてきたこと、世界的には成年年齢を18歳とするのが主流であることなどから、成年年齢が引き下げられることになりました。

【18歳からできること】

親の同意を得ずに、アパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで車を購入するなど、様々な契約をすることができるようになります。また、父母の親権に服することなく、進学や就職、住む場所を自分の意志で決めることができます。

【18歳でもできないこと】

お酒やたばこ、競馬・競輪などの公営競技の年齢制限は20歳のまま維持されます。大型・中型自動車免許の取得、養子を迎えることも、これまでと同様に20歳にならないとできません。

【悪徳商法に要注意】

民法では未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として、契約を取り消すことができるとされています(未成年者取消権)。成年年齢の引き下げに伴い、18歳・19歳の方は未成年者取消権を行使することができなくなるため、若者を狙った悪徳商法に注意が必要です。若者が被害にあいやすいトラブルとして、無料チケットをもらったので美容クリニックに行ったところ、しつこく勧誘されて高額な痩身エステの契約をしてしまった、といった「美容」に関するもの、インターネットやSNSを通じて会ったことのない人から情報商材を購入したが儲からない、仮想通貨に出資したが出金できない、といった「儲け話」に関するものが挙げられます。高額な契約はきっぱりと断る、うまい儲け話には疑ってかかることが肝要です。

憲法カフェのご案内☕

毎月第4月曜日午前10時～12時 参加費：500円

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士

場所：セミナールーム

憲法カフェは、昨年从今年1月まで日本国憲法の全体を見渡してきました。そこで、今年3月からは、2012年に自民党が出した「日本国憲法改正草案」を検討することにします。この草案の底流には、天皇中心の家制度の復活という戦前回帰があります。それこそが戦争する国に必要なからです。

皆さん、是非、この草案全体を見てみてください。

弁護士 石塚 徹

第15回 地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時：4月22日（金）午後1時30分～午後8時

（要予約・1人30分程度）

◆場所：鶴舞総合法律事務所

つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律のことや税金のことまとめて相談できます。



つるま法律倶楽部会員のみなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）を

お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 午後1時～3時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	---------

バスツアー『夢の室堂(雪の大回廊)と憧れの黒部トロッコ列車』

2022年5月28日（土）～30日（月）2泊3日

※現在のところ予定通り開催します。まだ若干名の空きがあります。

参加ご希望の方は事務所までお問い合わせください。



★ ピーぷるからのご案内 ★ 詳細は同封のピーぷるニュースをお読みください。

【茶話会】

4月9日（土）午前10時～12時

セミナールームにて（参加費 500 円）

福祉事務所にお勤めで貧困のもとで困っている多くの人々に手を差し伸べてこられた木曾ひかるさん
にお話を伺います。



【「ガーデンカフェやっちゃんち」とコラボ企画】

4月9日（土）午後1時30分～3時

セミナールームにて（参加費 500 円）

「太平洋戦争開戦80年を考える-太平洋戦争開戦直前の日米関係-」門池啓史博士（歴史社会学）を講師に迎え、太平洋戦争の開戦の要因、背景を勉強します。

「やっちゃんち」からリモートでつなぎます。

低山歩こう会

コロナのまん延防止措置が長引いたため、4月の開催を断念します。

秋（9月）の開催を目指して計画します。

—— 編集後記 ——

“争いごと絶えない世の中、また歴史は同じ道をたどる愚かさ、罪のない子供、力のない者から消されていく”（ケツメイシ「願い」歌詞より）暴力に勝ち負けは在りません。あるのは、悲しみ、怒り、失望、残るのは憎しみ、心の傷です。声を上げなくても、世界各地で自分の身近な人を大切に思い、身の回りから平和を広げていくことが、人類の平和につながることで、今誰もがができる最も大事なことでないでしょうか。

N

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

